

へき地における教育水準の維持について

【担当省庁】文部科学省

天川村における取組

(現状・課題)

・教員の配置は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づいて行われています。この法律の中で小学校(前期課程)は隣接学年の児童数により、教員の配当基準が示されています。全国的に少子化が進む中、山間での少子化は急速に進んでいる現状にあります。また、GIGAスクール構想による授業改革等教員に課せられた期待は大きくなっています。また、教員の減少による校務分掌の負担は、小規模校になるほど大きくなっています。また、保護者からは単式学級維持への要望が強く、今後、村費講師の配置を行うことは避けられません。

・「教育の機会均等」や「教育水準確保」のために、村行政にも理解していただき予算が承認されてきましたが、村財政への大きな負担となっています。

・上記法律により、後期課程(中学校)配当基準により配置されています。後期課程は10教科10人、管理職を含め12名の配置が必要です。現状では、本年度より県が実施している「教科担任の共同配置」により1名が加配され、隣接中学校との兼務により10教科の教科担任が確保できました。今後、さらに学級数の変化により教科担任の配置が不安定となり、教科指導維持のため村費講師の配置も今後必要となります。また、配置ができなかった場合は、臨時免許にて、専門外の教科を指導することにもなります。

配置基準の改善だけでは追いつかない実態を考慮いただき、小規模校の実情にあった施策をお願いしたい。

- ・奈良県へき地教育振興協議会
- ・奈良県へき地・小規模校教育研究連盟

国にお願いすること

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正することにより複式学級を解消すること。また、後期課程(中学校)においては、学級数によらない全教科の教科担任の配置をすること。